

○「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

日高振興局管管内河川の減災に係る取組方針

平成30年7月31日

日高振興局管管内河川減災対策協議会

[新ひだか町、新冠町、えりも町、様似町、浦河町、北海道警察本部、浦河警察署、静内警察署、日高中部消防組合、日高東部消防組合、室蘭地方气象台、室蘭開発建設部、日高振興局]

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	平成 30 年 7 月 31 日	初版作成

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。また、平成 28 年 8 月には観測史上初めて 1 週間の間に 3 個の台風が北海道に上陸し、その 1 週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。さらに、平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、福岡県、大分県の両県において、洪水・土砂災害により死者 37 名、行方不明者 4 名の人的被害のほか、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生した。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような洪水に備えるために、新ひだか町、新冠町、えりも町、様似町、浦河町、北海道警察本部、浦河警察署、静内警察署、日高中部消防組合、日高東部消防組合、室蘭地方気象台、室蘭開発建設部、日高振興局は、国土交通省が平成 27 年 12 月 11 日に策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、平成 29 年 6 月 27 日に「日高振興局管内 河川減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設立した。

協議会では、日高総合振興局管内の河川の流域の地形的特徴や洪水による被害実績・被害想定を踏まえ、課題を抽出するとともに、関係機関による減災のための取組状況の共有を行った。

日高振興局管内の河川の流域における課題として、想定し得る最大規模の洪水により、新冠町をはじめとする太平洋沿岸の各市町村の中心市街地や観光地、基幹産業の軽種馬生産等の農業が営まれる低平地が広範囲にわたり浸水するおそれがある。また、度重なる浸水被害が発生している真沼津川流域など、大雨災害に脆弱な地域を抱えており、喫緊の、減災に向けた取組が必要とされている。

以下に、日高振興局管内の河川の氾濫時に想定される主な特徴を記載する。

- 沿川の平地が広範囲に浸水し、住宅のみならず、災害時要配慮者利用施設や複数の避難所等が浸水するほか、近傍で主要交通網が浸水することにより利用可能な避難経路及び避難所施設が限定されるおそれがある。
- 降雨後の水位上昇までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で避難勧告等の発令を判断する必要があるが、発信及び受信双方向での伝達システム及び体制の構築に課題があるため、迅速かつ確実な避難が困難となるおそれがある。

- 主要交通網が途絶し、住民の災害時拠点病院への搬送や市街部への避難が困難となるとともに、周辺市町村からの円滑な支援受入と経済活動の早期復旧を妨げるおそれがある。

これらの課題に対し、協議会では、『日高振興局管内河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難を目指す」「広域的な氾濫から地域を守る」「基幹産業への影響を最小化する」』ことを目標として定め、平成33年度までに各構成員が一体となって行う取組内容を取りまとめた。

取組内容として、堤防整備や河道掘削などの「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」や越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する「危機管理型ハード対策」及び洪水時の避難行動等に資する基盤整備として「危機管理型水位計設置」に加え、ソフト対策を実施する。

主なソフト対策の取組は以下のとおりである。

- 速い水位上昇に対しても避難時間の確保に資するべく、関係機関の連携強化のための水防訓練実施とあわせて水防資機材の充実を図るとともに、資機材の搬入時間を短縮するため、資機材の保管場所を検討する。
- 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を踏まえ、避難場所の見直しを実施し、ハザードマップへ反映し住民へ周知する。また、避難行動の遅れに備えた避難場所の確保を検討するほか、高齢者等の要支援者に対する避難体制について自治会等との連携強化を促進する。さらに、防災訓練時等の啓発活動や、広報、防災教育等を通じて、大水害の恐ろしさや洪水時の適切な対応について町民の認識を深めるとともに、タイムラインを作成し、迅速・確実な避難行動を促す。
- 水位周知河川以外の北海道管理河川について、洪水氾濫危険区域図を作成・情報提供する。
- 社会経済活動の早期復旧、交通途絶による影響の最小化に資するべく、関係機関と連携した水防訓練を行う

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は、協議会規約第4条に基づき取りまとめたものである。

2. 協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
日 高 振 興 局	局 長 [会長]
日 高 振 興 局	副 局 長 (建設管理部担当)
室 蘭 開 発 建 設 部	部 長
室 蘭 地 方 気 象 台	台 長
北 海 道 警 察 本 部	警備部長
浦 河 警 察 署	署 長
静 内 警 察 署	署 長
新 ひ だ か 町	町 長
新 冠 町	町 長
え り も 町	町 長
様 似 町	町 長
浦 河 町	町 長
日 高 中 部 消 防 組 合	消 防 長
日 高 東 部 消 防 組 合	消 防 長

3. 日高振興局管内河川の概要と主な課題

■地形的特徴

日高振興局管内の二級水系は、布辻川、捫別川、静内川、真沼津川、新冠川、厚別川、猿留川、歌別川、幌満川、様似川、海辺川、日高幌別川、赤川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川、ケリマイ川、三石川流域の19水系（以下、「対象水系」という。）である。

いずれの河川も、日高山脈から流下して太平洋に注ぎ、沿川や下流域に市街地が形成されている。

対象水系では、以下の特徴を有する。

- ① 一級水系河川に比べ、河川の延長が短く急勾配であり川幅も狭いことから、降雨から流出までの時間が短く、時間あたりの水位上昇量も大きい。
- ② 5町に19水系が分散しており、浸水が広範囲に及ぶことが懸念される。また、市街地は中下流部の低平地に集中している。

■過去の被害状況と河川改修の状況

対象水系の河川は、かつては原野や山林の間を流れる自然河川であったが、河道周辺の開発が進むにつれ、台風や豪雨などによる氾濫が発生し、家屋や道路などの近隣施設に被害をあたえる洪水が頻繁に発生するようになった。

乳呑川は平成20年、真沼津川は平成27年に河川整備計画を策定し、各整備計画の対象区間、対象期間において、河川整備の当面の目標を決定し、以下の対策を実施している。

- ・ 洪水被害の軽減のため、堤防、河道掘削の整備

■対象水系流域の社会経済等の状況

対象水系が位置する5町には約5.1万人が居住しており、河川沿いには市街地等の人口や資産が集積している。中下流の狭小な谷底平野を利用して日高地方の主要な産業である軽種馬の生産が行われているほか、田畑などの耕作地としても利用されている。河口部には漁港が存在、沿岸漁業の基地としての漁業施設が整備されている。

主要な交通網としては、新千歳空港や国際拠点港湾のある苫小牧市への交通ルートとなる、JR日高本線、国道235号、高規格道路（日高自動車道（延伸中））が基幹交通として存在している。

■対象水系流域での主な課題

対象水系流域の主な特徴としては、全体的に河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、広範囲に人口や資産が分散していることなどが挙げられ、これに対応した迅速・確実な避難行動が不可欠であるとともに、下記の点が課題として挙げられる。

- 市街地が位置する低平地では、住宅のみならず、複数の避難所や町道、要配慮者利用施設及び病院等への浸水が想定され、かつ、国道 235 号をはじめとする避難経路が途絶するおそれがある。また、降雨後の水位上昇までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で避難勧告等の発令を判断する必要があることから、確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所の設定が重要となる。
- 農地が広域に展開する低平地では、複数の避難所や町道等への浸水が想定され、避難経路が途絶するおそれがある。また広域に分散する酪農施設への浸水が想定されるため、地域住民の理解や確実な避難情報の伝達と適切な避難経路・避難場所の設定、及び町・道路管理者との連携による今後整備予定の水防活動の拠点等の検討が重要となる。

これらの課題に対して、日高振興局管内河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難を目指す」「広域的な氾濫から地域を守る」「基幹産業への影響を最小化にする」ことを目標として、取組内容について検討を行った。

4. 現状の取組状況等

日高振興局管内河川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している取組及び、取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位周知河川において避難勧告等発令の目安となる水防情報の発表等を実施している。（日高振興局） ○ 水位周知河川において重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部から各町長への情報伝達を行うホットラインを行っている。（日高振興局、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町） ○ 警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述）（室蘭地方气象台） ○ 改善した防災気象情報の提供を H29 年度から開始している。（室蘭地方气象台） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。 	A
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。（各町） ○ 警報・注意報を発表している。（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を発表）（室蘭地方气象台） ○ 各町の避難勧告発令基準及び発令について情報収集している。（各警察署、各消防組合） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの運用実績が現時点では無いことから、訓練を通じた精度向上と合わせて、円滑な運用を可能とするために、避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法等を予め整理することが求められる。 	B
	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の地域防災計画には、避難行動要支援者利用施設等への情報伝達の手法等が定められていない。 	C

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	
避難場所等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位周知河川では、浸水想定区域図を公表し、流域各市町村長に通知している。また、最大規模の洪水に対する浸水想定区域の見直しを行っている。(日高振興局) ○ その他道管理河川では、最大規模の洪水に対する洪水氾濫危険区域図の作成を予定している。(日高振興局) ○ 浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。(新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町) ○ 各町の避難場所、避難経路について情報収集している。(各警察署、各消防組合) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報がリスクとして十分に認識されていないことが懸念される。 	D
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲の浸水により、いざという時に避難経路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。 	E
	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水浸水想定区域（L2）において、市街地の大部分が浸水する可能性があるため、避難所、避難場所等の再検討とともに、ハザードマップの見直しが必要とされる。 	F
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広範囲の浸水により、近傍の避難場所が利用できないことが懸念される。 	G
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道等の浸水により、災害拠点病院への搬送等が困難となることが懸念される。 	H

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、防災無線、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。(各町) ○ 気象台が発表する気象警報、その他の情報を北海道防災情報システムにより市町村に伝達している。(日高振興局) ○ 雨量・河川水位の情報については、川の防災情報を通じて提供している。(日高振興局) ○ 避難に関する情報をパトカー、広報車等により伝達している。(各警察署、各消防組合) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高気密性住宅の増加に加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。 	I
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。 	J
避難誘導體制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導は、地域防災計画に基づき市町村職員、警察、水防団（消防団）が実施する。(各町、各警察署、各消防組合) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画には、市町村職員、警察、水防団（消防団）が適切かつ迅速に避難誘導を行うこととされており、迅速な活動のためにより連携が求められる。 ● 行政だけでは対応に限界があるため、自治会等の連携強化が求められる。(特に、高齢者等の要配慮者に対して) 	K

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理者が発表する水防警報を市町村及び関係機関へFAX等により伝達している。(日高振興局) ○ 河川水位については、川の防災情報を通じて提供している。(日高振興局) ○ 河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。(各町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるべきなのか、個々の水防団員(消防団員)の理解が不十分である。 ● 水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタイムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。 	L
河川巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。(日高振興局、各町、各消防本部) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民を含む合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が充分とは言えない。 	M

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 門別出張所、浦河出張所及び静内総合治水事務所において水防資機材を保有している。(日高振興局) ○ 富川・平取水防資材倉庫、二風谷ダム管理所、二風谷ダム防災施設において水防資機材を保有している。旧富川道路事務所において、「排水ポンプ車を配備している。(室蘭開発建設部) ○ 市町村役場、防災備蓄倉庫等において水防資機材を保有している。(各町、各消防組合) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防資機材の配備や備蓄が十分か確認するとともに、円滑な水防活動を行うための配置計画を検討する必要がある。 	N
町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画等に基づき対応している。(各町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水区域内の災害時拠点施設の機能確保のための対策について検討する必要がある。 	0

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 樋門の操作点検を出水期前に実施している。(日高振興局) ○ 排水ポンプ車訓練を実施している。(室蘭開発建設部) ○ 保有する水防資機材は非常時においては水防団体等へ貸し出しが可能である。(日高振興局、室蘭開発建設部、新冠町、浦河町、様似町、えりも町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。 ● 排水活動を安全かつ円滑に行うための釜場、作業ヤード、進入路等が確保される必要がある。 	P
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な資機材等の保有状況や、非常時における支援要請手順について、共有が不十分である。 	Q

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するため、河道掘削等を実施している。(日高振興局) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫する恐れがある。 	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

日高振興局管内河川の大規模水害に対し「洪水による交通途絶、集落の孤立化から地域を守る」「迅速・確実な避難を目指す」「基幹産業への影響を最小化する」

【目標達成に向けた 3 本柱】

日高振興局管内河川において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取り組みを実施。

- (1) 分断・孤立する地域特性や迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組
- (2) 社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組
- (3) 社会経済活動の早期復旧のための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

①円滑かつ迅速な避難のための取組 (1/2)

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①-1 情報伝達、避難計画等に関する取組			
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	A	H30年度から	日高振興局、室蘭地方気象台、各町
② 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B, C	H30年度から	新ひだか町、新冠町、えりも町、様似町
③ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	D, E	H29年度から	日高振興局
④ 隣接市町村等への広域避難体制の構築	F, G, H	H30年度から	各町
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練に関する取組を促進	I, J, K	H30年度から	日高振興局、室蘭地方気象台、各警察署、各町、各消防組合
①-2 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項			
① 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	D, E, F	H29年度から	日高振興局
② ハザードマップの作成等、周知に係る取組	D, E, F	H30年度から	日高振興局、各町
③ まるごとまちごとハザードマップの促進	D, E, F	H30年度から	各町
④ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	B, I, J, K	継続実施	日高振興局、室蘭開発建設部、室蘭地方気象台、各警察署、各町、各消防本部
⑤ 防災教育の促進	A, D	H30年度から	日高振興局、室蘭開発建設部、室蘭地方気象台、各警察署、各町、各消防本部

①円滑かつ迅速な避難のための取組 (2/2)

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
①-3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計（危機管理型）の整備	B, I, J, L	H30 年度から	日高振興局
② 堤防天端の保護（越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす対策）	R	H30 年度から	日高振興局
③ 防災資材備蓄施設の整備	N	H30 年度から	日高振興局
④ 避難場所、避難経路の整備	E, G, H	H30 年度から	各町

②的確な水防活動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
②-1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
① 重要水防箇所の確認	K, L, M	H30 年度から	日高振興局、各警察署、各町
② 水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有	N, P, Q	H30 年度から	日高振興局、室蘭開発建設部、各町
③ 関係機関と連携した水防訓練	L, M, N, P, Q	継続実施	日高振興局、各警察署、各町
④ 消防団員（＝水防団員）の確保に向けた広報等	K	継続実施	日高振興局、各町
②-2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自営防衛の推進に関する事項			
① 市町村庁舎や災害拠点病院等への情報伝達や機能確保のための対策の検討	D, H, O	H30 年度から	各町

③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
③ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	N, P, Q	H30 年度から	日高振興局、各町

④ 河川の施設整備に関する取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
④ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
① 河道掘削等の実施	R	継続実施	日高振興局

7. フォローアップ

各関係機関の取組については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	日高振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	浦河警察署	静内警察署	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	日高中部消防組合	日高東部消防組合	課 題
対象水系	日高管内二級河川 (19水系)		日高管内二級河川 (19水系)				新冠川、厚別川	布辻川、網別川、静内川、真沼津川、ケリマイ川、三石川	日高幌別川、赤川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川	幌満川、様似川、海辺川	猿留川、歌別川			
洪水時における河川管理者等からの情報提供の内容及びタイミング	・水位周知河川において避難勧告等発令の目安となる防水情報の発表等を実施している。(建管) ・水位周知河川において重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部から各市町村長への情報伝達を行うホットラインを行っている。(建管) ・(水位周知河川：静内川(古川)、真沼津川、新冠川、厚別川、様似川、乳呑川、向		・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述) ・洪水警報の危険度分布を10分毎に更新・提供。 ・流域雨量指数の予測値を10分毎に更新・提供。				・厚別川、新冠川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。	・静内川(古川)、真沼津川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。	・乳呑川、向別川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。	・様似川において、重大災害の発生のおそれがある場合に、室蘭建設管理部と町長の間で情報伝達を(ホットライン)を行っている。				・洪水予報等の防災情報が受け手側にとってわかりにくいこともあり、防災情報の持つ意味や防災情報を受けた場合の対応について、住民等の認識が不十分であることが懸念される。
避難勧告等の発令基準			・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)この基準については適宜見直しを実施している。 ・10分毎に更新する洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の活用	警察署又は北海道を通じて、避難勧告等が発令する対象地域、世帯数、河川洪水予報や水位等の災害情報について常時把握し、迅速な災害対応ができる体制を保持する。	管轄自治体(浦河町、様似町、えりも町)が発表する避難勧告等について、逐一情報共有を実施し、齟齬のない共通認識を保持する。 ※リエゾン派遣等を活用したリアルタイムな情報共有を実施。	管轄自治体(浦河町、様似町、えりも町)が発表する避難勧告等について、逐一情報共有を実施し、齟齬のない共通認識を保持する。 ※リエゾン派遣等を活用したリアルタイムな情報共有を実施。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	・避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。	各町の避難勧告等発令基準及び発令について情報収集している。	各町の避難勧告等発令基準及び発令について情報収集している。	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの運用実績が現時点で無いことから、訓練を通じた精度向上と合わせて、円滑な運用を可能とするために、避難勧告等の発令タイミングや、避難情報の伝達方法等を予め整理することが求められる。	
														・現行の地域防災計画には、避難行動要支援者利用施設等への情報伝達の手法等が定められていない。
避難場所等の設定	【水位周知河川】 ・浸水想定区域図を公表し、流域各町等に通知している。(建管) ・最大規模の洪水に対する浸水想定区域の見直しを行っている。(建管) 【その他道管理河川】 ・最大規模の洪水に対する洪水氾濫危険区域図の作成を予定している。(建管)			洪水浸水予測区域など災害リスクを踏まえながら、各地域防災計画等に定める避難場所の把握に努める。	管轄自治体(浦河町、様似町、えりも町)が設定する、河川災害に対応する避難場所を平素から把握し、有事の際の避難誘導経路の事前検討を実施する。	管轄自治体(新ひだか町、新冠町)が設定する、河川災害に対応する避難場所を平素から把握し、有事の際の避難誘導経路の事前検討を実施する。	・【新冠川】浸水想定区域図に基づき、平成20年3月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。 ・【厚別川】浸水想定区域図に基づき、平成20年3月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	・【静内川(古川)・真沼津川】浸水想定区域図に基づき、平成22年9月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	・【向別川】浸水想定区域図に基づき、平成22年9月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	・【様似】浸水想定区域図に基づき、平成22年3月に洪水ハザードマップを作成し、浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。	・北海道で今後作成を予定している「洪水氾濫危険区域図」に基づき、浸水範囲、避難所、避難場所の設定・周知を検討する。	各市町の避難場所、避難経路について情報収集している。	各町の避難場所、避難経路について情報収集している。	・浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報が、リスクとして十分に認識されていないことが懸念される。 ・広範囲の浸水により、いざという時に避難経路が浸水しているなど、適切に行動ができないことが懸念される。 ・洪水浸水想定区域図(L2)において、市街地の大部分が浸水する可能性があるため、避難所、避難場所等の再検討とともに、ハザードマップの見直しが必要とされる。 ・広範囲の浸水により、近隣の避難場所が利用できないことが懸念される。 ・国道等の浸水により、災害拠点病院への搬送等が困難になることが懸念される。
住民等への情報伝達の体制や方法	・気象台が発表する気象警報、その他の情報を北海道防災情報システムにより各市町村へ伝達している。 ・雨量・河川水位の情報については、川の防災情報を通じて提供している。(建管)		・気象警報・注意報及び洪水予報等の情報を防災機関へ伝達し、また、ホームページやテレビ・ラジオ等を通じて周知している。	当該地域を管轄する警察署と連携し、避難広報のほか、被害の未然防止や拡大防止のため、報道や各種媒体を活用して情報を発信する。	避難勧告等発令の情報認知後、パトカー等の警察車両を使用し、避難対象地域住民に対する勧告等発令状況の広報を実施する。	避難勧告等発令の情報認知後、パトカー等の警察車両を使用し、避難対象地域住民に対する勧告等発令状況の広報を実施する。	・ホームページ、防災無線、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・ホームページ、防災無線、広報車、エリアメールなどにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・ホームページ、防災無線、エリアメール、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・ホームページ、防災無線、エリアメール、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	・防災無線、登録制メール、広報車などにより避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を情報伝達している。	避難に関する情報を広報車等により伝達している。	避難に関する情報を広報車等により伝達している。	・高気密性住宅の増加に加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難になることが懸念される。 ・高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。(むかわ町の高齢化率は36%を超える)
避難誘導體制				「北海道地域防災計画(各自自治体地域防災計画)」、「北海道警察災害警備計画」に基づき、防災関係機関と連携し、安全の確保を要配慮者の避難を考慮して実施する。	上記避難広報実施と併せて、避難者の避難場所への誘導及び支援を実施する。	上記避難広報実施と併せて、避難者の避難場所への誘導及び支援を実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団(消防団)が実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団(消防団)が実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団(消防団)が実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、水防団(消防団)が実施する。	・避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が実施する。	避難誘導は、地域防災計画に基づき消防職員・消防団が実施する。	避難誘導は、地域防災計画に基づき町職員、警察、消防団が実施する。	・地域防災計画には、町職員、警察、水防団(消防団)が適切かつ迅速に避難誘導を行うこととされており、迅速な活動のためにより連携が求められる。 ・行政だけでは対応に限界があるため、自治会等の連携強化が求められる。(特に、高齢者等の要支援者に対して)

② 水防に関する事項

項目	日高振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	浦河警察署	静内警察署	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	日高中部消防組合	日高東部消防組合	課 題	
対象水系	日高管内二級河川 (19水系)		日高管内二級河川 (19水系)				新冠川、厚別川	布辻川、捫別川、静内川、真沼津川、ケリマイ川、三石川	日高幌別川、赤川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川	幌満川、様似川、海辺川	猿留川、歌別川				
河川水位等に係る情報提供	・河川管理者が発表する水防警報を市町村及び関係機関へFAX等により伝達している。(建管) ・河川水位については、川の防災情報を通じて提供している。(建管)						・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団(消防団)や住民に対して必要な行動を指示している。	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、必要に応じて消防や自治会長等に対して必要な情報交換をしている。			・河川水位、洪水予報、水防警報、重要水防箇所等の情報がどのように活用されるべきなのか、個々の水防団員(消防団員)の理解が不十分である。	L
河川の巡視区間	・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。(建管)						・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には水防団(消防団)と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・平常時に水防活動の効率化を図るため、住民、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施し、出水時には消防職員・消防団がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水時には各署職員と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・住民を服務合同巡視が対象地区全てでは実施されておらず、リスク情報の周知が充分とは言えない。	M	
水防資機材の整備状況	門別出張所、浦河出張所及び静内総合治水事務所において水防資機材を保有している。	・富川・平取水防資材倉庫、二風谷ダム管理所、二風谷ダム防災施設において水防資機材を保有している。 ・旧富川道路事務所において、排水ポンプ車を配備している。		水害時における救出救助資機材として、ヘリコプター、ゴムボート、高性能救助車(水深1.2mまで対応)などを保有している。	警察署及び交番・駐在所に、 ○ ヘルメット ○ 救命胴衣を配置している。	警察署及び交番・駐在所に、 ○ ヘルメット ○ 救命胴衣を配置している。	役場及び防災倉庫において水防資機材を保有している。	水防倉庫等において水防資機材を保有している。	町の施設において水防資機材を保有している。	役場庁舎において水防資機材を保有している。 (土嚢、大型土嚢、ポンプ、大型ポンプ、投光器)	大和水防倉庫において水防資機材を保有している。	構成町において水防資機材を保有している他消防が保有している資機材(土嚢袋、ツールハン、スコップ等)を活用する。	各署、各消防団詰所に水防資機材として、土嚢袋、スコップ等を保有している。	・水防資機材の配備や備蓄が充分か確認するとともに、円滑な水防活動を行うための整備計画を検討する必要がある。	N
町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応							・地域防災計画に基づき対応	・地域防災計画に基づき対応	・地域防災計画に基づき対応	・地域防災計画に基づき対応	・地域防災計画に基づき対応 ・災害拠点病院：浦河赤十字病院			・水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少ないこと、水防団員(消防団員)が減少傾向であることから、作業を的確にできないことが懸念される。	O

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	日高振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	浦河警察署	静内警察署	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	日高中部消防組合	日高東部消防組合	課 題	
対象水系	日高管内二級河川 (19水系)		日高管内二級河川 (19水系)				新冠川、厚別川	布辻川、捫別川、静内川、真沼津川、ケリマイ川、三石川	日高幌別川、赤川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川	幌満川、様似川、海辺川	猿留川、歌別川				
排水施設、排水資機材の操作・運用	・樋門の操作点検を出水期前に実施している。(建管) ・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。(建管)	・排水ポンプ車訓練を実施している。 ・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。					・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。	・氾濫水の排水等については建設協会との協定に基づき対応を依頼する。	・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。	・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。	・保有する水防資機材は非常時においては水防団等へ貸し出しが可能である。			・大規模浸水時に早期に排水を行うため、既存の排水施設、排水系統を把握し、関係機関の連携による排水計画を検討する必要がある。 ・排水活動を安全かつ円滑に行うための釜場、作業ヤード、進入路等が確保される必要がある。	P
														・広域的な資機材等の保有状況や、非常時における支援要請手順について、共有が不十分である。	Q

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	日高振興局 (室蘭建設管理部含む)	室蘭開発建設部	室蘭地方気象台	北海道警察本部	浦河警察署	静内警察署	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	日高中部消防組合	日高東部消防組合	課 題	
対象水系	日高管内二級河川 (19水系)		日高管内二級河川 (19水系)				新冠川、厚別川	布辻川、捫別川、静内川、真沼津川、ケリマイ川、三石川	日高幌別川、赤川、乳呑川、向別川、絵笛川、元浦川	幌満川、様似川、海辺川	猿留川、歌別川				
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容等	・流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するため、河道掘削、護岸整備を実施している。(建管)													・無堤地区や計画断面に対して高さや幅が不足している堤防があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ・掘削残土を有効に活用するため、関係機関との連携・調整が必要となる。	R

